

第 7 7 号議案

志木市特別職員の給与に関する条例及び志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「100分の220」を「100分の225」に改める。

- (1) 志木市特別職員の給与に関する条例（昭和45年志木市条例第3号）第5条第2項
- (2) 志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年志木市条例第2号）第5条第2項

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年12月17日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

一般職員の給与改定を踏まえた特別職員等の期末手当の額を改定したので、地方自治法第204条第3項の規定により、この案を提出するものである。